

三 農民の負債を救済せよ

理由

現今我國に於ける耕作農民の過大な負債を救済するは目下の急務である。直ちに特別農民救済金融機關を設置し農民の生活を脅威する負債を軽減償切するの方法を講ずる必要がある。

説明者

古野圃藏

四 廿五以上の男女に選挙権を與へ居住制限を撤廃せよ

可

説明者

田万清臣

主文

(1) 衆議院議員選挙法第五條を左の如く変更す。

「帝國國民は年滿二十歳以上の者は選挙権被選挙権を有す」

(2) 同法第十二條の九月十五日現在より次の

「其の日迄引續き一年以上を前除す」

理由

我選挙法は在り前の若くは若選法である。其條は極めを撤廃せよである。是を改正す。其の事項は非常の多、その中最も重要なる且、署名方も改正事項二項を提案す。理由を説明す。是を以て選挙法改正草案の中先づこの大案に猛進したい。

第五編 第五十六議會對策に關する件 説明者 片山 哲

一 田中及黨内閣紀綱

二 政黨實現

實行の法一 政黨は直ちに左記法案に基き其の所定の要綱に基き其の實現を達成せしむべきである。其の實現方法は中央執行委員會に一任す。

1. 選挙法の撤廃的改正(要綱)

- 一、廿五以上の男女に選挙権被選挙権を與へる事
- 二、大選挙の比例代表制の採用
- 三、居住制限の撤廃